

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例における認定の審査基準

制定：平成 30 年 4 月 1 日

改正：令和 3 年 4 月 1 日

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 12 条の 7 第 1 項の二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例における認定の申請に対する審査について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条に規定する審査基準を定めることによって、審査にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。
- 2 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2 部（正本、写し）揃っていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記入されていること。
 - (4) 所定の書類及び法定添付書類が完備していること。
 - (5) 認定申請に係る審査手数料が全額納付されていること。
- 3 二以上の事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 8 条の 38 の 2 で定める基準に適合するものであること。
- 4 収集、運搬又は処分を行う者が、規則第 8 条の 38 の 3 で定める基準に適合すること。ただし、規則第 8 条の 38 の 3 第 5 号の収集、運搬又は処分を行う者の知識及び技能に関する基準及び第 9 号の収集、運搬又は処分の用に供する施設については、以下のとおりとする。
 - (1) 収集、運搬又は処分を行う者の能力に係る基準
 - ア 次に掲げる者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（東京都千代田区二番町 3 番地麹町スクエア 7 階。以下「センター」という。）が実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習（ただし、取り扱う産業廃棄物が特別管理産業廃棄物である場合には、特別管理産業廃棄物処理業に関する講習に限る。以下「講習」という。）を修了した者であること。なお、収集運搬のみを行う場合は収集運搬課程を、処分のみを行う場合は処分課程を、収集運搬及び処分を行う場合には収集運搬課程及び処分課程を修了した者でなければならない。
 - ア7 申請者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は除く。）又は令第 6 条の 10 に規定する使用人（ただし、岡崎市域における収集、運

搬又は処分の業に係る契約を締結する権限を有する者に限る。以下同じ)

- (1) 申請者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が個人である場合には、当該者又は令第6条の10に規定する使用人

イ 講習については、次に掲げるものを有効とする。

(ア) 新規認定申請の場合

認定申請の日から起算して5年前の日から認定申請の日までの間に修了したもの

(イ) 変更認定申請の場合

認定申請の日から起算して5年前の日から認定申請の日までの間に修了したもの

ウ 講習の修了は、センターが交付する修了証により確認するものとする。

(2) 収集、運搬又は処分の用に供する施設に係る基準

ア 収集、運搬を行う場合

規則第8条第38の3第9号イで定める基準のほか、以下の基準に適合すること。

(ア) 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所(以下「積替保管施設」という。))を含む。)を継続的に使用する権原を有すること。

(イ) 動物の死体の収集又は運搬を行う場合には、当該産業廃棄物の腐敗の進行を防止する保冷車その他の運搬施設を有すること。

(ウ) 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有するとともに、運搬容器には、感染性産業廃棄物である旨の事項が表示されていること。

(イ) 積替保管施設を有する場合

a 産業廃棄物を取り扱う場合

積替保管施設に係る土地から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しない構造とするとともに、次に掲げる措置が講じられていること。

(a) 産業廃棄物の積替保管施設(令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物及び木くず(PCBが染み込んだものを除く。)以外の産業廃棄物の積替保管施設)は、原則として屋内に設置し、悪臭の漏れを防止するために必要がある場合は密閉構造であるか又は脱臭装置が設けられていること。

(b) 産業廃棄物の種類ごとに、その他のものと混合するおそれがないように区分して保管できる仕切壁等が設けられていること(混合物として排出される場合を除く。)

(c) 廃油、廃酸又は廃アルカリの積替保管施設は、十分な耐腐食性を有し、流出漏れが点検できる構造であること。

b 特別管理産業廃棄物を取り扱う場合

積替保管施設に係る土地から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他のものが混入するおそれのないように仕切り等が設けられていること。

- (a) 特別管理産業廃棄物の積替保管施設は原則として屋内に設置し、悪臭の漏れを防止するために必要がある場合は密閉構造であるか又は脱臭装置が設けられていること。
- (b) 特別管理産業廃棄物の種類ごとに、その他のものと混合するおそれがないように区分して保管できる仕切壁その他の施設が設けられること（混合物として排出される場合を除く。）。
- (c) 特別管理産業廃棄物である廃油又はPCB廃棄物にあっては、容器に入れ密封することその他当該廃油の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油又はPCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置が講じられていること。
- (d) 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあっては、容器に入れ密封することその他当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (e) 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあっては、梱包することその他当該廃棄物の飛散の防止のために必要な措置が講じられていること。
- (f) 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封することその他当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のための保冷库その他の施設を用いること。

イ 処分を行う場合

規則第8条の38の3第9号口で定める基準に適合していること。

5 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例に係る認定の経理的基礎に関する審査基準に適合する者であること。

6 申請者が法第14条第5項第2号イからニまで及びへまでのいずれにも該当しないこと。この場合において、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号トに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」（おそれ条項）の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 過去において、繰り返し認定の取消処分等の行政処分を受けている場合
- (2) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第32条の2第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現

場助勢) 第208条(暴行) 第208条の2(凶器準備集合及び結集) 第222条(脅迫) 若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

(3) 前号に掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

(4) 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合

(6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

(7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

7 産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物処理基準及び岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱の基準に適合していること。

8 行政手続法第6条に規定する標準処理期間は収集運搬のみの場合には60日、それ以外の場合には90日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りでない。

9 令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に認定申請のあったものについては、改正前の審査基準を適用するものとする。